

霧島市空家等対策協議会条例の制定について

霧島市空家等対策協議会条例を次のように制定する。

平成27年6月15日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市空家等対策協議会条例

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、霧島市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第6条第1項に規定する空家等対策計画（以下「計画」という。）の作成及び変更に関すること。
- (2) 計画の実施に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、市長のほか、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域住民
- (2) 市議会の議員
- (3) 法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議の内容が霧島市情報公開条例(平成17年霧島市条例第10号)第5条に規定する不開示情報を含む場合には、公開しないものとする。

(意見聴取等)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、建設部建築指導課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日以降、最初に開催する会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年霧島市条例第59号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

いじめ問題対策委員会委員	日額 11,500円
固定資産評価審査委員会委員長	日額 5,500円

」

を

「

いじめ問題対策委員会委員	日額 11,500円
--------------	------------

空家等対策協議会会長	法務に関する 学識経験者の うち、弁護士	日額 12,500円
	上記以外の者	日額 5,500円
空家等対策協議会委員	法務に関する 学識経験者の うち、弁護士	日額 11,500円
	上記以外の者	日額 5,100円
固定資産評価審査委員会委員長	日額 5,500円	

に改める。

(提案理由)

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に基づき、空家等対策計画の作成及び実施について協議する霧島市空家等対策協議会を設置するため、本条例を制定しようとするものである。